

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
1	仕様書6.3 経費区分 印刷物 各種様式	申出書・決定通知書・不支給決定通知書等のデータは県の方から提供とありますが、想定されている使用をお知らせいただきたい。	・申出書はWord形式、決定通知書・不支給決定通知書はExcel形式となります。 ・サイズはA4縦、両面、モノクロです。 ・各種様式をPDF（別添）でお示しします（受託後に上記形式のデータを提供）。
2	仕様書6.3 経費区分 印刷物 各種様式	また、その郵送費は受託者側の負担にて発送するのか、県側の方で発送するのをご教示ください。	・申出書の郵送費は申出者の負担となり、決定通知書・不支給決定通知書の発送は福祉事務所が行う想定で、県側で負担します。しかし提出書類を福祉事務所から受託側へ返送のうえ、再確認等を依頼するケースや、不支給の場合の添付資料等の返送が想定されるので、そういった場合は受託者側にてご対応をお願いすることになります。
3	2.2 対象世帯および規模 （保護受給中世帯と廃止世帯の対応プロセスの違いについて）	対象となる町村部（受給中4,400世帯／廃止4,694世帯）について、地域別（本島北部・中部・南部、および宮古・八重山・久米島等の離島エリア別）の概算世帯数内訳をご開示いただくことは可能でしょうか。	【受給中世帯：4,400世帯】 南部：1,891世帯 中部：1,723世帯 北部：724世帯 宮古：12世帯 八重山50世帯 【廃止世帯】 南部：1,754世帯 中部：2,100世帯 北部：712世帯 宮古：28世帯 八重山：100世帯

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
4	2.2 対象世帯および規模（離島・遠隔地および高齢者へのサポート体制について）	対象区分として「保護受給中世帯（4,400世帯）」と「保護廃止世帯（4,694世帯）」が挙げられています。保護受給中世帯については申出書の提出を不要（職権支給等）とする運用でしょうか。受給中世帯に対する具体的な業務範囲（算定・通知案作成のみか、問合せ対応も含むか等）についてご教示ください。	・現在保護受給中世帯については、所管する福祉事務所において支給を行うため申出書の提出は不要です。 ・保護受給中世帯であっても、システムの仕様の関係で申出書を提出する必要があるケースがございますが、その場合は廃止世帯と同様のご対応をお願いします。 【想定されるケース】 ✓対象期間中に北部福祉事務所管内で保護受給していた世帯が、中部福祉事務所管内へ転居し、現在中部福祉事務所で保護受給中の場合、北部福祉事務所部分について申出が必要。 ✓同一福祉事務所管内で保護受給していたが、一旦保護廃止となり、再び受給となった場合は廃止前の期間について申出が必要。
5	2.2 対象世帯および規模（離島・遠隔地および高齢者へのサポート体制について）	離島・遠隔地を含む広域な町村部かつ高齢世帯が多いことが想定されています。受託事業者から「Web等による申出受付」や「出張相談窓口」「オンライン相談サポート」等の利便性向上施策を提案することは可能でしょうか。	お示した上限額の範囲内で、利便性向上に向けたご提案いただくことは可能です。ぜひご検討ください。

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
6	2.3 給付額の算定 (データ提供時期と国配布ツールについて)	県から提供される受給者情報等のCSVデータおよび国が配布する算定ツール(Excel)の受託事業者への提供予定時期を教えてください。また、算定ツールの修正・バージョンアップが発生した場合の周知・改修フローは想定されていますでしょうか。	データの提供は契約後速やかに行う予定です(8月中旬～下旬頃)。 算定ツールの修正・バージョンアップは発生しない見込ですが、もし修正が必要になった場合には速やかに国・福祉事務所・受託先と連携し対応します(算定ツールは全国共通のため国の指示に従って対応します)。
7	3.1 組織構成と人員配置 (業務責任者について) 4.1	企画提案(提出)の時点で、統括責任者および各業務責任者(コールセンター、窓口、事務処理センター各1名以上)について、具体的な氏名や契約(雇用)を完了・確定させておく必要がありますでしょうか。あるいは、応募時点では「配置予定者」として業務実績・スキル要件(経歴書や選定基準)を提示し、契約締結後(または事業開始前)までに正式配置・確定させる形でも差し支えないでしょうか。	ご質問のとおりご対応いただいて差し支えございません。

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
8	3.1 組織構成と人員配置 (業務責任者について) 4.1	各業務（コールセンター、窓口、事務処理センター）に「各1名以上の業務責任者を常駐・配置」と記載されていますが、例えば同拠点・同居スペース内で運用を行う場合などにおいて、「相談窓口責任者」と「コールセンター責任者」を同一人物が兼務すること（または統括責任者との兼務）は認められますでしょうか。	各業務に支障がでないようご対応いただけるのであれば、他業務との兼務は可能です。
9	4.1 実施スケジュール (窓口・コールセンター等の設置について)	「沖縄県庁舎外での設置を想定」と記載されていますが、受託事業者側で民間の賃貸物件等を独自調達する認識でよろしいでしょうか。また、県側で確保・指定する施設や斡旋等がございますでしょうか。	ご認識のとおり、独自調達をお願いします。県庁舎が改修中であること等から、県側で確保・指定する施設や斡旋はございません。

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
10	4.1 実施スケジュール (窓口・コールセンター等の設置について)	また、沖縄県庁舎外での本島内1箇所への設置を想定されているのか、複数箇所への設置を要件とされているのかご教示ください。また、離島・遠隔地住民への配慮として、常設窓口（1箇所）に加えて「出張・巡回相談窓口」や「オンライン相談」「町村役場との受付連携」などを提案することは許容されますでしょうか。	・沖縄県庁舎外で本島内1か所への設置を想定しております。 ・離島・遠隔地住民への配慮として、常設窓口（1箇所）に加えて「出張・巡回相談窓口」や「オンライン相談」「町村役場との受付連携」などを提案いただくことは可能です。
11	4.1 実施スケジュール (窓口・コールセンター等の設置について)	・仕様書に記載の業務時間内において、コールセンターの受付時間については、業務開始前後の準備・後処理時間を考慮し、例えば「9:00～17:00」のように設定する提案は可能でしょうか。	可能です。
12	4.1 実施スケジュール (窓口・コールセンター等の設置について)	・「世帯別Excelファイル」及び「支給・振込データ（CSV）」について、県指定の様式又はフォーマットはございますでしょうか。	指定のフォーマットがございます。 (世帯別Excelファイル 国指定フォーマット、支給・振込データ（CSV）県指定フォーマット)

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
13	4.1 実施スケジュール (窓口・コールセンター等の設置について)	・仕様書5.1(1)に記載の計算ツール連携データ（CSV）について、業務期間中に対象者情報の更新が生じた場合は、更新後のCSVデータも適宜提供される認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	4.1 実施スケジュール (窓口・コールセンター等の設置について)	・仕様書5.2に記載の口座振込不能時の「代替の支払い」とは、具体的にどのような対応を想定されていますでしょうか。また、その際の事務局及び福祉事務所の役割分担をご教示ください。	支払そのものは福祉事務所が実施いたします。具体的な支払い方法の代替案について、福祉事務所と受託先において調整し、申出者との連絡・調整をお願いする想定です。
15	入札金額について	最低制限価格の設定はございますでしょうか。	ありません。
16	業務内容について	受給中世帯への対応（算定、振込データ作成、通知書作成）も業務に含まれますでしょうか。	受給中世帯への対応は福祉事務所が行いますが、No.4に記載するようなケースで申出書の提出を要する場合は、業務の対象となります。
17	窓口業務について	相談窓口業務とは、コールセンターとは別に対面可能な窓口を開設する必要がありますでしょうか。	沖縄県庁舎外で本島内1か所への設置を想定しており、コールセンター、相談窓口、事務処理センターを同一の場所として差し支えありません。相談窓口では対面で相談対応が可能になるようご準備をお願いします。
18	業務体制について	業務責任者および従事者は、業務に支障がでない前提で、他業務との兼務で問題ございませんでしょうか。	他業務との兼務は可能です。
19	申請件数について	廃止世帯からの申請は、何件程度を見込んでおられますでしょうか。	現時点で見込みを立てることは困難なため、仕様書でお示しした規模を想定して検討しております。

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
20	申出書印刷部数について	申出書の印刷は、何部程度を見込んでおられますでしょうか。	廃止世帯分の4,694世帯であることから、5,000部程度を見込んでいますが、それには福祉事務所や、町村窓口等で必要な部数も含まれます。事務処理センター内で準備が必要な部数を見込んでご準備ください。
21	業務1件あたりの対応時間について	申請受付から審査完了まで1件当たりにはどの程度の時間を見込んでおられますでしょうか。	1件あたり45分程度を見込んでおります（あくまで想定で、変動することがあると考えます）。
22	公募要領6 企画提案書等の提出	企画提案書等の書類の提出先及び郵送先は、「10お問い合わせ先」の住所でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁 3階 沖縄県 生活福祉部 保護・援護課 保護・自立支援班
23	公募要領6 企画提案書等の提出	コンソーシアムの場合は「共同企業体契約書または協定書（正本1部・副本7部）を提出すること。」とございますが、2社でコンソーシアムを組む場合は協定書を3通製本し、そのうちの1部を正本として、コピーをとったものを7部副本として貴県に提出するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	仕様書2.2 対象世帯および規模	保護受給中の世帯（町村部）に関して、受託者が担う業務はございますか。	受給中世帯への対応は福祉事務所が行いますが、No.4に記載するようなケースで申出書の提出を要する場合は、業務の対象となります。
25	仕様書2.2 対象世帯および規模	保護廃止世帯に対して、貴県が想定しています申請率をご教示ください。	現時点で見込みを立てることは困難なため、仕様書でお示しした規模を想定して検討しております。

**令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答**

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
26	仕様書3.1 組織構成と人員配置	コールセンター運営業務、窓口運営業務、事務処理センター業務の各業務において、責任者の兼務は可能でしょうか。これらすべての業務を1名の責任者が担当する体制をとることは可能かご教示ください。	各業務に支障がでないようご対応いただけるのであれば、他業務との兼務は可能です。
27	仕様書4.1 実施スケジュール	保護廃止世帯からの申出受付期限が3月末とのことですが、具体的な日にちはございますか。	契約後の申請状況を踏まえて、受託先と調整する想定で現時点では確定しておりません。
28	仕様書4.1 実施スケジュール	相談窓口業務とは、コールセンターの年末はいつまで、年始はいつからの運営になりますか。	県庁の開庁日に合わせていただいて差し支えありません。
29	仕様書4.1 実施スケジュール	相談窓口業務とは、コールセンターの閉鎖時期が3月末とのことですが、具体的な日にちはございますか。	契約後の申請状況を踏まえて、受託先と調整する想定で現時点では確定しておりません。
30	仕様書4.1 実施スケジュール	相談窓口、コールセンター、事務処理センターの開設（沖縄県庁舎外を想定）とございますが、相談窓口も県庁舎外を想定していらっしゃるということでしょうか。	沖縄県庁舎外で本島内1か所への設置を想定しており、コールセンター、相談窓口、事務処理センターを同一の場所として差し支えありません。
31	仕様書4.2 業務内容	保護廃止世帯はどのようにして申出書を手入れされるのでしょうか。	国相談センター、沖縄県ホームページ等からのダウンロードのほか、相談窓口・郡部福祉事務所・町村役場・県所管パーソナルサポートセンター等での配布を想定しております。

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
32	仕様書4.2 業務内容	保護廃止世帯からオンラインでの受付は基本行わないという認識でよいでしょうか。また受け付けない場合には、貴県ホームページ等に受付用のURL（システム）を公開しないという認識でよいでしょうか。	・対象者が高齢者等が多いことが想定されたことから、郵送や窓口での受付を前提としましたが、オンライン受付のフォローアップ体制が取れる場合は、上限額の範囲内でご提案いただくことは可能です。
33	仕様書5.1算定データの作成と管理	貴県から提供される受給者情報等のCSVデータには保護廃止世帯のデータもあるのでしょうか。	保護受給中世帯、保護廃止世帯のデータがあります。

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
34	仕様書5.1算定データの作成と管理	振込データを沖縄県の財務会計システムへ取り込み可能なデータ形式ですが、どのようなデータ形式でしょうか。また、全銀フォーマットでのデータは対応可能でしょうか。	(1) ファイル形式の仕様について 受託者様に作成・ご提出いただくデータは、主に以下の2種類を想定しております。 ① 相手方登録取り込みファイル.csv (仮称) 当県から提供する「初期セットアップシート」に必要項目をご入力いただき、シート内のマクロ処理によってシステム取込用のCSVファイルを作成していただく仕様となります。 必須項目: 相手方種別、相手方適用開始日、登録所属コード、相手方特定区分、資金前渡可能区分、検索性カナ、氏名、所在地区分、振込通知要否区分 条件必須項目: 都道府県、市区町村、丁目、番地、方書(各種住所情報)、口座用途区分、摘要、金融機関コード、店舗コード、預金種別、口座番号、口座名義人 任意項目: 個人コード、法人名、支店名、生年月日、備考、市内住所コード、郵便番号、電話番号、FAX番号 ② 支出調書取り込みファイル.csv (仮称) ファイル形式: CSV UTF-8 (コンマ区切り) 項目の並び(レイアウト): 福祉事務所名称、支給年月西暦、世帯主氏名、債権債務者番号、支給額計 特記事項: 上記項目のうち「債権債務者番号」については、福祉事務所側で入力することを想定しております。 また、財務会計システムへの取り込みテスト結果によって項目変更の可能性があります。 (2) テスト取込の進め方及び差戻し(取込エラー等)時の取扱いについて 現時点では検討段階となります。具体的な実施回数や時期等の詳細な進め方につきましては、契約締結後に別途調整とさせていただきます。 (3) 全銀フォーマットでのデータ提供は対応できるか不明のため、上記データを前提とします。
35	仕様書5.2事務プロセス詳細	決定通知書の郵送は、保護廃止世帯のみ対象でよいでしょうか。	・決定通知書・不支給決定通知書の発送は福祉事務所が行う想定で、県側で負担します。しかし提出書類を返送するケース(不支給の場合の添付資料等)が想定されるので、そういった場合は受託者側にてご対応をお願いすることになります。

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
36	仕様書6.2リース契約の義務	単品の購入価格が30万円を超える場合は、資産形成を避けるため購入ではなく「リース契約」により調達する事ですが、「リース契約」の額も30万円を超えた場合は購入してよろしいでしょうか。	リース契約としてください。
37	仕様書6.3経費負担区分	印刷物の各種様式に記載がございませんが、申請者向けに記載方法や挙証書類の案内等を示したチラシの作成は受託者でしょうか。また、受託者であった場合、そのチラシはA4サイズ白黒でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで差し支えありません。
38	仕様書6.3経費負担区分	印刷物の封筒で、様式等送付用封筒、返信用封筒の具体的な用途をお示ください。また、それら全ての郵送料は貴県負担でよろしいでしょうか。	・様式等送付用封筒は支給決定通知書、不支給決定通知書等の送付を想定しております。返信用封用については、申出書提出後審査段階で必要な追加資料の提出を求める場合などが想定されます。 ・支給決定通知書等については、福祉事務所からの発送になりますので、県負担となります。 ・事務処理センターにおいて追加資料の提出を求める場合の郵送料は、受託者負担となります。

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
39	仕様書6.3経費負担区分	申出書は一式あたり何枚を想定していればいいでしょうか。両面か片面か、また白黒印刷で構わないでしょうか。また	各種様式はPDFファイル（別添）でお示ししますのでご確認ください。
40	仕様書6.3経費負担区分	決定通知書、不支給決定通知書は郵送するのでしょうか。郵送の場合、郵送料は振込決定通知書と同様に県負担でしょうか。	決定通知書、不支給決定通知書の郵送は県（福祉事務所）は行う想定ですので、県負担となります。
41	仕様書8.1納品物と形式	受託者から委託者へのデータ引継ぎ・共有方法の手段として、IDやPWD等を事前に委託者に共有し、受託者が開発したクラウド上のシステムを閲覧・確認する方法を想定しています。その場合、貴県（福祉事務所）固定のIPアドレスを共有していただくことは可能でしょうか。	IPアドレスの共有は難しいと考えております。別の代替案をご検討ください。
42	仕様書9.1経費積算の費目	支給決定通知書以外の不支給決定通知書の郵送料も貴県のご負担という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
43	仕様書9.2経費積算の費目	保護廃止世帯から申出書の郵送希望があった場合、その郵送料は貴県の負担でよいでしょうか。	相談窓口、コールセンター等にてご要望があった場合は、まずはHP等からのダウンロードもしくは申出書設置窓口を案内し、それでも郵送を希望する場合には受託者においてご負担ください。

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
44	仕様書9.2経費積算の費目	郵送料は県負担とのことですが、振込決定通知書を封入・封緘した後の郵便局への差し出しは郵送料を立替の上受託者が行うのか、それとも県（福祉事務所等）に納品するのでしょうか。	支給決定通知書、不支給決定通知書はデータにより福祉事務所へ送付し、福祉事務所が事務手続きを終えたのち、郵送する想定です。受託者による郵送料の立替は想定しておりません。
45	仕様書9.2経費積算の費目	「正規雇用者と同等以上又は一定の経験があるものを臨時雇用する場合は人件費に計上し、事業に必要な業務を行う補助員（アルバイト等）の賃金は事業費に計上すること」とありますが、業務責任者以上を人件費、専従従事者を補助人件費に計上するイメージで乖離はないのでしょうか。	計上の仕方については、ご認識のとおりで差し支えありません。 ただし、生活保護費の追加給付については、生活保護に関する知識なども踏まえ、ミスのないような確な業務を遂行することが求められますので、全ての専従従事者を補助員として充てることが適切かどうかは慎重にご判断ください。
46	追加給付に係る事務局手順書案 申出者（追加給付対象者）	申出書の修正、追加資料の提出と記載がありますが、保護廃止世帯とのやりとりを郵送で行う場合、その郵送代は貴県の負担でよいのでしょうか。	受託者にてご負担ください。
47	様式3 業務実績調書	受託実績と採択実績を記載する欄がありますが、受託実績は履行中のものを記載すればよろしいのでしょうか。すみわけをご教示ください。	ご認識のとおりです。

令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に関する
ご質問への回答

No.	仕様書の箇所	質問内容	回答
48	様式4 業務責任者の経歴及び実績等調書	仕様書3.1（イ）①にコールセンター運営業務、窓口運営業務及び事務処理センター業務に各1名以上の業務責任者を常駐・配置」とございますが、様式4は3枚提出が必要との理解でよろしいでしょうか。	業務責任者が兼務される場合は、必ずしも3枚提出を求めるものではありません。